

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成30年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 山 田 一 仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 岡 崎 利 久
(宿毛市議会議長)

東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から7年以上が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、除染による除去土壌の中間貯蔵施設への搬入や風評対策等、解決すべき困難な課題が山積している。

このような中、国は、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、復興の進捗に遅れが生じないよう、被災地の要望をより一層丁寧に酌み取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を確保した上で、復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。

また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

(2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度の拡充、災害援護資金貸付制度の柔軟な運用、被災者支援総合交付金による長期的支援など各種支援措置の充実強化を図ること。

(3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (2) 原木シイタケをはじめ食品に係る出荷規制の早期解除に向けた取組や諸外国における輸入規制措置の撤廃に向けた更なる取組、有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を十分に確保するとともに、同計画に基づき実施するフォローアップ除染に対して、必要な支援を講じるなど、除染作業の更なる加速化を図るための万全の措置を講じること。
- (4) 自宅等の現場や仮置場で一時保管している除染土壤等を早急に搬出できるよう、中間貯蔵施設の整備を強力に推進するとともに、積込場への国有地の提供を含め、地域の実情に応じた財政措置を講じるなど国が責任をもってあらゆる支援を行うこと。

- (5) 汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取組について、確実な安全対策を講じた上で万全な作業に取り組み、住民に対し迅速で分かりやすい情報提供を行うとともに、福島県内の原子力発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し引き続き強く求めること。
- (6) 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (7) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通網等のインフラの整備について、整備促進を図るなど必要な措置を講じること。
- (8) 原子力発電所事故の発生に伴う損害について、風評被害も含め適切で迅速な賠償が行われるよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (9) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。